

大阪府国民保護計画 新旧対照表

目次（第1編 第1章 総則 目次 i ページ）

変 更 後	変 更 前
第2節 <u>事態対処法制</u> 1 <u>事態対処法</u>	第2節 <u>武力攻撃事態対処法制</u> 1 <u>武力攻撃事態対処法</u>

第1編 第1章 第2節 武力攻撃事態対処法制（1 ページ）

変 更 後	変 更 前
第2節 <u>事態対処法制</u> 1 <u>事態対処法</u> 平成 15 年 6 月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（ <u>事態対処法</u> ）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。 2 関連法制 武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、 <u>事態対処法</u> に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。 〔後略〕	第2節 <u>武力攻撃事態対処法制</u> 1 <u>武力攻撃事態対処法</u> 平成 15 年 6 月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（ <u>武力攻撃事態対処法</u> ）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。 2 関連法制 武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、 <u>武力攻撃事態対処法</u> に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。 〔後略〕

第1編 第1章 第2節 図：武力攻撃事態等への対処に関する法制（3ページ）中

変更後	変更前
事態対処法	武力攻撃事態対処法

第1編 第1章 第3節 国民保護措置等（4ページ）

変更後	変更前
<p>第3節 国民保護措置等 〔前略〕</p> <p>「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「事態対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p> <p>〔後略〕</p>	<p>第3節 国民保護措置等 〔前略〕</p> <p>「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p> <p>〔後略〕</p>

第1編 第1章 第3節 図：国民保護措置等の実施の流れ（5ページ）中

変更後	変更前
事態対策本部 等（本部長：内閣総理大臣）	武力攻撃事態等対策本部 等（本部長：内閣総理大臣）

第1編 第1章 第4節 図：国民保護計画の策定の流れ（7ページ）中

変更後	変更前
事態対処法 （15年6月成立・施行）	武力攻撃事態対処法 （15年6月成立・施行）

第1編 第4章 第4節 3 自動車保有台数 (30ページ)

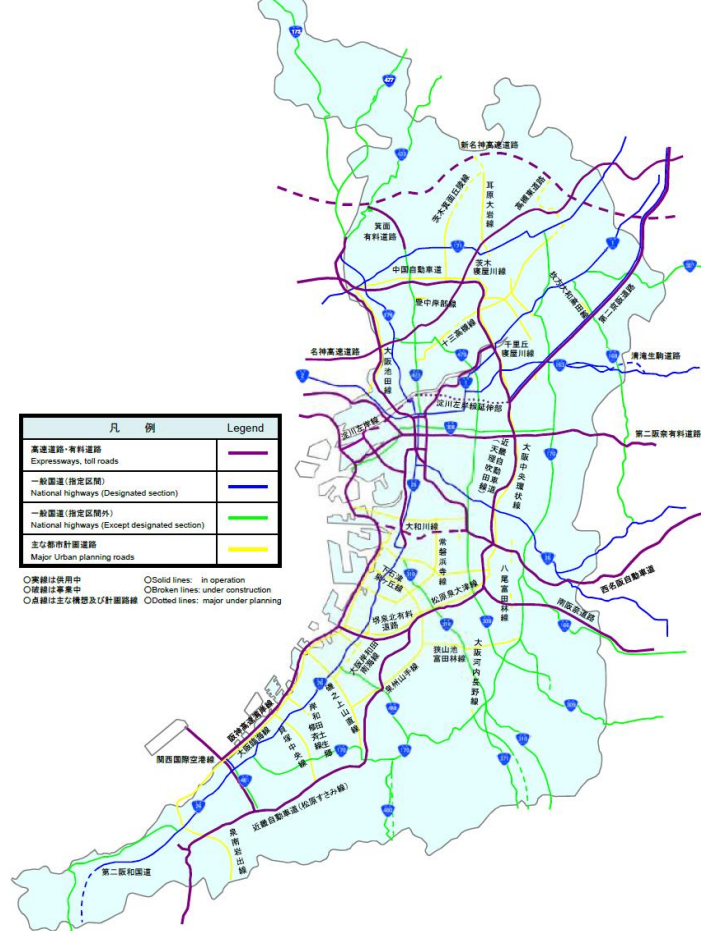
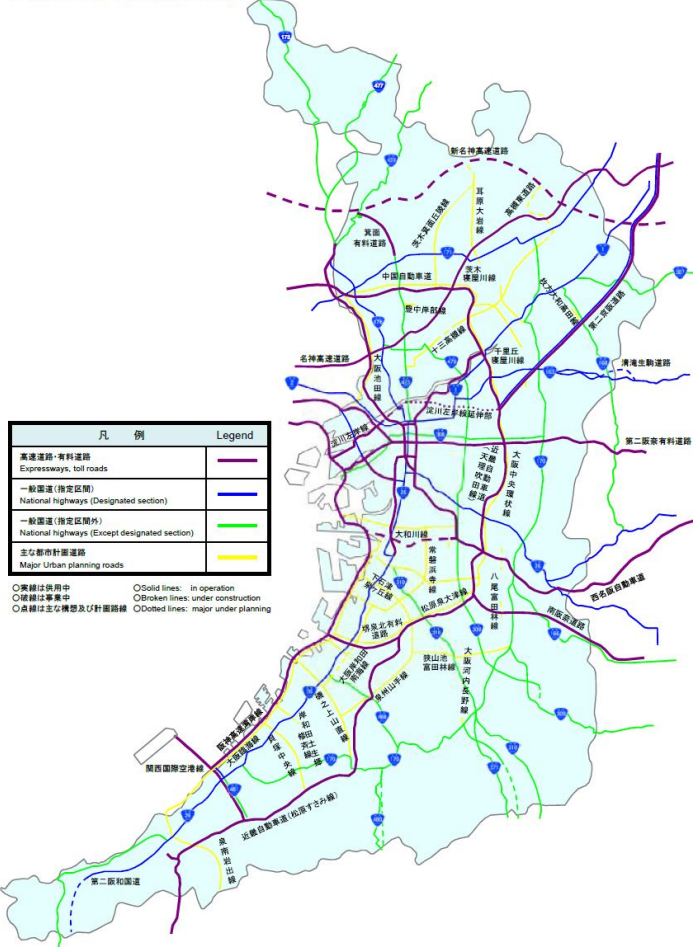
変更後	変更前
<p>3 自動車保有台数</p> <p>平成28年1月末現在、府内で約<u>375万2000台</u>の自動車保有されており、その内訳は、貨物用自動車<u>67万台</u>、乗合用自動車<u>1万台</u>、乗用自動車<u>276万5000台</u>、特殊用途車<u>6万9000台</u>、二輪車<u>23万7000台</u>である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。</p>	<p>3 自動車保有台数</p> <p>平成26年3月末現在、府内で約<u>372万1000台</u>の自動車保有されており、その内訳は、貨物用自動車<u>67万5000台</u>、乗合用自動車<u>9000台</u>、乗用自動車<u>273万6000台</u>、特殊用途車<u>6万7000台</u>、二輪車<u>23万4000台</u>である（近畿運輸局大阪運輸支局調べ）。</p>

変更後

変更前

大阪の道路網の概要

大阪の道路網の概要



第1編 第5章 第3節 1(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点 (42ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点 〔前略〕</p> <p>キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点 〔前略〕</p> <p>キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>

第1編 第7章 用語の意義（48ページ表）中

変 更 後		変 更 前	
対策本部(長)	国では 事態対策本部 (長)又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市町村では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市町村対策本部(長)」と表記している。	対策本部(長)	国では 武力攻撃事態等対策本部 (長)又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市町村では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市町村対策本部(長)」と表記している。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する 国民保護法第2条第3項 に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同項第6号 に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第1号 に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし 同号へ に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法施行令 で定めるものをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 武力攻撃事態対処法施行令 で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法施行令 で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 武力攻撃事態対処法施行令 で定めるものをいう。
指定(地方)行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。	指定(地方)行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法施行令 で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 武力攻撃事態対処法施行令 で定めるものをいう。

第2編 第1章 第2節 1 (2) 対策本部長の権限 (56ページ表) 中

変更後			変更前		
区分	権限内容	要請先等	区分	権限内容	要請先等
総合調整	国民保護措置に関する総合調整 (国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で)	・府の他の執行機関 ・関係市町村 ・関係指定(地方)公共機関	総合調整	国民保護措置に関する総合調整 (国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で)	・府の他の執行機関 ・関係市町村 ・関係指定(地方)公共機関
実施状況の報告、 資料提出の求め	府域に係る国民保護措置の実施状況についての 報告又は資料提出の求め	・関係機関	実施状況の報告、 資料提出の求め	府域に係る国民保護措置の実施状況についての 報告又は資料提出の求め	・関係機関
府警察、府 <u>教育庁</u> への措置 の実施の求め	府域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度 において、必要な措置の実施の求め	・府警察 ・府 <u>教育庁</u>	府警察、府教育委員会への 措置の実施の求め	府域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度 において、必要な措置の実施の求め	・府警察 ・府教育委員会

第2編 第1章 第2節 3 (1) 指令部の組織 (59ページ表) 中

変更後		変更前	
部員	政策企画総務課長、報道監、防災企画課長、 災害対策課長、消防保安課長、法務課長、財政課長、 人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、 福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、 商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、 <u>教育庁</u> 教育総務企画課長	部員	政策企画総務課長、報道監、防災企画課長、 災害対策課長、消防保安課長、法務課長、財政課長、 人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、 福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、 商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、 都市整備総務課長、道路環境課長、 住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、 教育委員会事務局教育総務企画課長

第2編 第2章 第1節 1 図：警報の発令（66ページ）中

変 更 後	変 更 前
府の他の執行機関 (公安委員会・ <u>教育庁</u>)	府の他の執行機関 (公安委員会・ <u>教育委員会</u>)

第2編 第2章 第1節 2 図：緊急通報の発令（70ページ）中

変 更 後	変 更 前
府の他の執行機関 (公安委員会・ <u>教育庁</u>)	府の他の執行機関 (公安委員会・ <u>教育委員会</u>)

第2編 第2章 第2節 1 図：避難の指示（73ページ）中

変 更 後	変 更 前
府の他の執行機関 (公安委員会・ <u>教育庁</u>)	府の他の執行機関 (公安委員会・ <u>教育委員会</u>)

第2編 第3章 第1節 2(3)イ(7)核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合 (95ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>(7) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>a <u>被ばく医療に係る医療チーム</u>の派遣 内閣総理大臣は、文部科学大臣、厚生労働大臣を指揮し、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>を現地派遣するとされている。</p> <p>b <u>被ばく医療</u>活動の実施 <u>被ばく医療に係る医療チーム</u>は、府対策本部のもと、<u>汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者</u>に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。</p> <p>[後略]</p>	<p>(7) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合</p> <p>a <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>の派遣 内閣総理大臣は、文部科学大臣、厚生労働大臣を指揮し、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる「<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>」を現地派遣するとされている。</p> <p>b <u>緊急被ばく医療</u>活動の実施 <u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>は、府対策本部のもと、被ばく患者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。</p> <p>[後略]</p>

第2編 第4章 第3節 1(2)対象施設 (111ページ表) 中

変 更 後	変 更 前
<p>⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、<u>空港法</u>及び航空法 航空保安施設</p>	<p>⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、<u>空港整備法</u>及び航空法 航空保安施設</p>

第2編 第4章 第3節 2(2)対象物質と措置内容 (112ページ表) 中

変 更 後	変 更 前
<p>備考 [前略] (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条<u>第八号</u>の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>	<p>備考 [前略] (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条<u>第七号</u>の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>

第2編 第4章 第3節 4(3) 住民の避難等の措置 (114ページ)

変更後	変更前
<p>(3) 住民の避難等の措置 〔前略〕 ウ 知事は、武力攻撃原子力災害においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。</p>	<p>(3) 住民の避難等の措置 〔前略〕 ウ 知事は、武力攻撃原子力災害においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。</p>

第2編 第4章 第5節 1 防疫活動 (121ページ表) 中

変更後	変更前				
<table border="1" data-bbox="250 721 1052 1158"> <tr> <td data-bbox="250 721 448 1158">二類感染症</td> <td data-bbox="448 721 1052 1158">急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が<u>ベータ</u>コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、<u>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）</u>、<u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</u></td> </tr> </table>	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が <u>ベータ</u> コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、 <u>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）</u> 、 <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</u>	<table border="1" data-bbox="1184 727 1982 1034"> <tr> <td data-bbox="1184 727 1382 1034">二類感染症</td> <td data-bbox="1382 727 1982 1034">急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、<u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）</u></td> </tr> </table>	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、 <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）</u>
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が <u>ベータ</u> コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、 <u>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）</u> 、 <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</u>				
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、 <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）</u>				

変 更 後	変 更 前
<p>第7節 文化財の保護</p> <p>1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等</p> <p>(1) 府<u>教育庁</u>は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>(2) 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、府<u>教育庁</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>2 国宝等の被害を防止するための措置の施行</p> <p>(1) 府<u>教育庁</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。</p> <p>(2) この場合において、府<u>教育庁</u>は、当該<u>教育庁</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。</p>	<p>第7節 文化財の保護</p> <p>1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等</p> <p>(1) 府<u>教育委員会</u>は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>(2) 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、府<u>教育委員会</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>2 国宝等の被害を防止するための措置の施行</p> <p>(1) 府<u>教育委員会</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。</p> <p>(2) この場合において、府<u>教育委員会</u>は、当該<u>教育委員会</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。</p>

第2編 第5章 第2節 1 被災児童・生徒等に対する教育 (130ページ)

変 更 後	変 更 前
<p>1 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>府並びに<u>府教育庁及び市町村教育委員会</u>は、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>府並びに府及び市町村の教育委員会は、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。</p>

第3編 第1章 第1節 1 各部局における業務 (132 ページ表) 中

変 更 後	変 更 前				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">府民文化部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 等 </td> </tr> </table>	府民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 等 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">府民文化部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ <u>私立学校に対する連絡</u> ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 等 </td> </tr> </table>	府民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ <u>私立学校に対する連絡</u> ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 等
府民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 等 				
府民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の監視・安定 ・ <u>私立学校に対する連絡</u> ・ 広報 ・ 府民からの相談 ・ 外国人に対する支援 ・ 外国政府関係機関との連絡・調整 ・ 海外からの支援団の活動支援 等 				

第3編 第1章 第1節 1 各部局における業務 (133 ページ表) 中

変 更 後	変 更 前				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>教 育 庁</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 ・ 児童・生徒の避難 ・ <u>私立学校に対する連絡</u> 等 </td> </tr> </table>	<u>教 育 庁</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 ・ 児童・生徒の避難 ・ <u>私立学校に対する連絡</u> 等 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>教育委員会</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 ・ 児童・生徒の避難 等 </td> </tr> </table>	<u>教育委員会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 ・ 児童・生徒の避難 等
<u>教 育 庁</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 ・ 児童・生徒の避難 ・ <u>私立学校に対する連絡</u> 等 				
<u>教育委員会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の供与 ・ 応急教育 ・ 児童・生徒の避難 等 				